

富山国際大学学則

令和7年4月1日

学校法人富山国際学園

富山国際大学

富山国際大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 富山国際大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にのっとり深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

(学部の目的)

第1条の2 本学の設置する学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、次のとおりとする。

(1) 現代社会学部においては、観光、環境デザイン、経営情報及び英語国際キャリアの4分野において、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とし、地域から世界を見る視点と世界から地域を見る視点の双方向から、地域社会の発展に関する基礎的・専門的・実学的教育研究を行う。

(2) 子ども育成学部においては、心身ともに健やかな子どもの育成を通して地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とし、保育・教育など子ども育成とその環境に関する基礎的・専門的・実践的教育研究を行う。

(自己点検及び評価)

第1条の3 本学は、教育水準の維持向上を図り、第1条並びに前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

(教育内容等の改善)

第1条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に、現代社会学部及び子ども育成学部を置く。

2 前項の学部置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻 名	入学定員 (名)	編入学定員 (名)	収容定員 (名)
現代社会学部	現代社会学科	観光専攻 環境デザイン専攻 経営情報専攻 英語国際キャリア専攻	120	5	490
子ども育成学部	子ども育成学科	—	90	5	370
合 計			210	10	860

3 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科における教育研究の実施)

第2条の2 福井大学に置かれる福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科(以下「連合教職開発研究科」という。)の教育研究の実施に当たって、本学は、福井大学及び岐阜聖徳学園大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合教職開発研究科に置かれる教職開発専攻は、福井大学及び岐阜聖徳学園大学の教員とともに、本学の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

(事務組織等)

第3条 本学に、事務部、運営管理部、教育研究部及び戦略企画部を置く。

2 本学に、附属機関として総合学務センター、入試センター、キャリア支援センター、国際交流センター、健康管理センター、図書館、情報センター、地域交流センター、広報センター及びIRセンターを置く。

3 前2項の各機関に、部長、センター長、館長及びその他必要な役職者を置くことができる。

4 各機関に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第4条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員その他必要な教職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 本学に、副学長を置くことができる。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 各学部に、学部長を置く。

第4節 運営会議及び教授会

(運営会議)

第5条 本学に、学長の諮問機関として運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長、副学長、事務部長、運営管理部長、教育研究部長（各学部長）、戦略企画部長、総合学務センター長をもって組織する。ただし、学長は会議の運営上必要と認めた場合は他の教職員を会議に出席させることができる。
- 3 運営会議は、大学の教育研究に関する重要な事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- 4 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第6条 各学部、各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 学部長は、教授会の運営上必要と認めた場合は、前項以外の教職員を教授会に出席させることができる。ただし、当該教職員は、議決に加わることができない。
- 4 教授会は、当該学部の学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びにその他教育研究に関する重要事項について審議し、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、後学期に入学する者にあつては、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の二学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (3) 本学の開学記念日
- (4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬期休業 12月20日から翌年1月10日まで

- (6) 春期休業 3月23日から3月31日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第11条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第17条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第14条 大学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 納付した入学検定料は、返付しない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及び教育環境充実費（以下「学費」という。）を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きをした者に入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第17条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学、転入学、再入学を志願するものがあるときは、第2条の編入学定員による場合のほか、欠員のある場合には、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4) 修業年限2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者で、第13条に定める大学入学資格を有する者

(5) 第34条第2項の勧告を受け退学した者で再入学を願出た者

(6) 第35条第1項第1号の規定により、除籍された者で、除籍されてから1年以内に授業料の滞納分を納付した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数、その他必要な事項は、別に定める。

(保証人)

第18条 保証人は2名とし、その1名は親族若しくはこれにかわる者、その他1名は相当の家計をたてている身元確実な成年者で、本学において適当と認めた者とする。

2 保証人は、学生に係る一切の事項について責任を負わなければならない。

3 保証人が死亡又は第1項に定める資格を失ったときは、これにかわる者を保証人とし、すみやかに変更届を提出しなければならない。

4 保証人に改姓、改名、転籍及び転居があったときは、すみやかに届出なければならない。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

（授業の方法）

（連携開設科目）

第19条の2 大学連携推進法人の他の大学で開設された授業科目（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設したものとみなすことができる。

第19条の3 本学における授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（教育課程の編成）

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目とし、これを各年次に振り分けて体系的に編成するものとする。

（副専攻プログラム）

第20条の2 各学部で編成する教育課程のほか、学生が所属する学部、学科の専攻に係る専門分野以外の特定の分野や学際的な分野等について体系的な教育を実施するため、副専攻プログラムを置くことができる。

2 副専攻プログラムに関して必要な事項は、別に定める。

（授業科目及び単位数）

第21条 授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ及び別表Ⅱのとおりとする。

2 授業科目の履修方法及び履修科目の登録単位数の上限等については、別に定める。

（単位計算方法）

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目において、講義、演習、実験、実習又は実技のうちから二以上の授業方法の併用により授業を行う場合については、前2号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前条の規定にかかわらず、社会実習、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業期間）

第23条 1年間の授業期間は、定期試験日等の期間を含め、35週を原則とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験、再試験とし、その種類に応じて実施する。

3 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。

4 前項の試験は、別に定める規程によって実施する。

5 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第24条の2 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得した単位については、教授会の意見を聴いて、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として、学長が認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条の2 教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得した単位については、教授会の意見を聴いて前条により認定された単位数と合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として、学長が認めることができる。

(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第26条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位（大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む）について、教授会の意見を聴いて本学において修得したものとして、学長が認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った大学以外の教育施設等における学修を、教授会の意見を聴いて本学の授業科目の履修とみなし、卒業に必要な単位として、学長が認定することができる。

3 前2項の単位数は、編入学、転入学等の場合を除き第25条第2項及び第25条の2第2項の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。ただし、修業年限の短縮は行うことはできない。

(成績)

第27条 授業科目の成績評価は、上位よりS(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。なお、単位認定科目はPと表示する。

2 成績評価基準等については、別に定める。

(卒業に必要な単位数)

第28条 卒業に必要な単位数は、次の各号に定める単位数を含め、124単位以上とする。

- (1) 現代社会学部現代社会学科の観光専攻、環境デザイン専攻、経営情報専攻及び英語国際キャリア専攻の学生は、別表Ⅰに定める教養科目及び教養科目（基盤）から62単位以上、専門科目のうちの所属する専攻科目及び他専攻科目から62単位以上を修得しなければならない。
- (2) 子ども育成学部子ども育成学科の学生は、別表Ⅱに定める教養科目から27単位以上（人間理解、社会理解及び自然理解12単位以上、国際化対応及び情報化対応2単位以上、キャリア教育及び演習13単位以上）、教養科目（基盤）から8単位、専門科目から73単位以上、専門科目（基盤）から16単位を修得しなければならない。
- 2 第19条の2により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。
- 3 第19条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。
- 4 編入学の場合における卒業に必要な単位数は、別に定める。

第4節 休学、転学部、留学及び退学

（休学）

- 第29条 疾病その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができない者は、保証人連署で休学願を提出し、当該学部の学部長の承認を受けて、学長の許可を得なければならない。
- 2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、当該学部の教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

- 第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第11条に定める在学年限に算入しない。

（復学）

- 第31条 休学している者が復学するときは、学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可において、学長は当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

（転学部）

- 第32条 他の学部に移転することを志願しようとする者は、運営会議の議を経て、学長の許可を得て、転学部することができる。

（留学）

- 第33条 外国の大学で学習することを志願する者は、保証人連署で留学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2 留学期間は、原則として1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として留学期間を延長することができる。

- 3 前項の許可を得て留学した期間は、第11条に定める在学期間に含まれることができる。
- 4 留学した大学等において修得した単位については、当該学部の教授会の意見を聴いて第25条第2項及び第25条の2第2項の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、学長が認定することができる。ただし、単位の認定は、留学先校との協定がある場合に限る。
- 5 留学期間中の本学における学費は別に定める。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可において、学長は当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 学部長は、学生の学業成績等が著しく不振であると認める場合は、教授会の意見を聴いて、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の意見を聴き運営会議の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第11条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 引き続き2年以上休学している者
 - (5) 第33条第2項に定める留学期間を超えてなお修学できない者
- 2 前項第1号により除籍となった者以外は、原則として再入学を許可しない。

第5節 卒業、学位、教員免許状及び資格

(卒業)

第36条 本学に4年（第17条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第28条に定める単位数を修得した者については、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

- 2 卒業の時期は、学期の終わりとする。

(学士の学位授与)

第37条 卒業した者には、次の学士の学位を授与する。

- (1) 現代社会学部は、学士（社会学）とする。
- (2) 子ども育成学部は、学士（教育学）とする。

(教員免許状)

第37条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第28条に定める科目の単位のほか教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において、取得できる教員の免許状は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	取得できる免許状の種類
子ども育成学部	子ども育成学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

3 履修の方法等については、別に定める。

（保育士資格）

第37条の3 保育士の所要資格を取得しようとする者は、子ども育成学部子ども育成学科に在籍し、第28条に定める科目の単位のほか児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づき、本学が別に定める保育士に関する科目の単位を修得しなければならない。

（社会福祉士の受験資格）

第37条の4 社会福祉士の受験資格を取得するためには、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第6節 賞罰

（表彰）

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、運営会議の議を経て、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、運営会議の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に著しく反した者

4 前項により退学となった者は、再入学を許可しない。

第7節 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講生、市民聴講生及び外国人留学生

（研究生）

第40条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に障害のない限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第40条の2 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位取得することを志願する者があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に支障のない限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、これに所定の単位を与える。

（委託生）

第40条の3 国、地方公共団体、民間研究機関その他の団体から授業科目を指定して学生委託の申し出があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に支障のない限り、選考の上、学長は、委託生として入学を許可することができる。

（特別聴講生）

第41条 他の大学の学生で、本学において授業科目を指定して履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

（市民聴講生）

第41条の2 本学において授業科目を指定して履修することを志願する者（第40条の2及び第41条に規定する者を除く）があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に障害のない限り、選考の上、学長は、市民聴講生として聴講を許可することができる。

（外国人留学生）

第42条 第13条第1項第3号に定める入学資格を有する外国人で、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生については、第21条及び第28条を適用する。

第43条 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講生、市民聴講生及び外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第8節 入学検定料及び学費

（入学検定料及び学費）

第44条 第14条に定める入学検定料及び第16条に定める学費の額は、別表Ⅲのとおりとする。2 学費の徴収方法及び期日等については、別に定める。

（学費等の変更）

第45条 在学中の学費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

（学費の納付）

第46条 学費は、年額の二分の一ずつを二期に分けて納付することができる。

(復学等の場合の学費)

第47条 前学期又は後学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した学期の学費を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(退学及び停学の学費)

第48条 前学期又は後学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の学費は、徴収する。

2 停学期間中の学費は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第49条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、学費を免除する。ただし、休学の日又は復学の日の属する学期の学費は徴収する。

(学費の免除及び猶予)

第50条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 学費の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等の学費)

第51条 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講生、市民聴講生及び特別聴講生の入学検定料及び学費については、別に定める。

(納付した学費等)

第52条 納付した入学検定料、学費等は返還しない。ただし、所定の期間内に入学辞退の届出があった場合は、入学に伴う納入金等のうち、入学金を除く学費等を返還する。

第9節 公開講座

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10節 雑則

第54条 この学則に定めがあるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月21日公布）

この学則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日公布）

この学則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 3 1 日 公 布）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の入学金は、平成 6 年度の入学生から、改正後の授業料及び校費は、平成 6 年度の入学生及び平成 6 年 4 月 1 日現在に在籍する学生から適用する。

附 則（平成 5 年 1 1 月 1 6 日 公 布）

この学則は、公布の日から施行する。ただし、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行日までの間に行われた「経済学概論・経済思想史」の授業については、改正後の学則別表Ⅱ専門教育科目等教育課程により行われたものとみなす。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日 公 布）

この学則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日 公 布）

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 2 平成 6 年度以前に入学した学生については、別表Ⅰ一般教育科目等教育課程の表中自然分野欄の「情報数学 選択 4 単位」は、改正前の「計算機概論 選択 4 単位」に、「コンピュータ実習 必修 2 単位」は、改正前の「計算機実習 選択 2 単位」に、別表Ⅱ専門教育科目等教育課程の表中「環境論Ⅰ 選択 4 単位」は、改正前の「環境社会論特講 選択 4 単位」に、「情報処理演習 選択 4 単位」は、改正前の「情報処理演習Ⅰ 選択 2 単位」及び「情報処理演習Ⅱ 選択 2 単位」に、読み替えることができる。
- 3 平成 6 年度以前に入学した学生については、別表Ⅰ一般教育科目等教育課程の表中、第一外国語科目欄の選択科目「英文講読Ⅰ 4 単位」、「英文講読Ⅱ 4 単位」、「オーラルコミュニケーションⅠ 4 単位」、「オーラルコミュニケーションⅡ 4 単位」、「英作文Ⅰ 2 単位」、「英作文Ⅱ 2 単位」の中から、当該学生がそれぞれ卒業に必要な単位数を修得したものは、改正前の第一外国語科目の単位数を修得したものとみなす。

附 則（平成 7 年 9 月 2 8 日 公 布）

- 1 この学則は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に在学する聴講生で単位の取得を希望する者については、改正後の第 4 0 条の 2 の規定により入学を許可された科目等履修生とみなす。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日 公 布）

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年度以前に入学した学生が、この学則の施行前に履修した改正前の授業科目については、別表Ⅰ一般教育科目等の項中「法学」は、改正前の「法学（日本国 憲法を含む）」に、「経済原論」は、改正前の「経済学」に、「コンピュータ入門」は、改正前の「コンピュータ実習」に、「教養演習Ⅰ」及び「教養演習Ⅱ」は、改正前の「一般教育演習Ⅰ」及び「一般教育演習Ⅱ」に、別表Ⅱ地域文化科目群の項中「アジア（東Ⅰ）」は、改正前の「アジア（中国）」に、同表基礎社会科目群の項中「経済思想」は、改正前の「経済学概論・経済思想史」

に、読み替えるものとする。

- 3 別表Ⅱ比較文化科目群の項及び国際地域言語科目群の項備考の欄の改正規定は、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月24日公布）

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第28条及び別表Ⅰの改正規定は、平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前の入学生については、従前の例による。ただし、中国語会話（初級）及び中国語会話（中級）は、平成8年度以前の入学生も履修することができる。

附 則（平成9年5月30日公布）

この学則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の授業料は、平成10年度の入学生及び平成10年4月1日現在に在籍する学生から適用する。

附 則（平成9年11月28日公布）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年11月25日公布）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日公布）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日現在、人文学部に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、履修の方法については、旧学則の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 卒業に必要な単位数は、改正学則別表Ⅲの左欄の授業科目（右欄の授業科目と読み替える。）の単位を含め、当該学生の入学時の学則に定める単位数とする。
- (2) 卒業に必要な単位数は、旧学則により修得した単位と、改正学則第21条別表Ⅰ（教養科目を除く。）により修得する単位とを合算したものとする。ただし、専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ、卒業論文の単位は、旧学則の規定により履修し修得することとする。
- (3) 他学部の専門科目（専門基礎科目、共通地域学科目、専攻科目）を当該授業科目担当教員の承認を得て履修することができる。その修得した単位数は、卒業に必要な単位数に算入することができる。
- (4) その他履修の方法等については、別に定める。

附 則（平成12年9月28日公布）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日現在在籍する学生が、教員免許状「情報」授与の所要資格を得るための教科に関する専門科目の単位を取得している場合、これらの単位を教員免許状「情報」授与の所要資格を得るための教科に関する専門科目の単位として認定することができる。

附 則（平成13年3月22日公布）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅱは、平成13年度の入学生から適用し、平成13年3月31日現

在在籍する学生についてはなお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅰ中セメスター・アブロード・プログラムは、平成１２年４月１日現在在籍する学生から適用し、改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅱ中資格技能学修に係る科目は、施行日現在在籍する学生から適用する。

附 則（平成１３年６月２５日公布）

- １ この学則は、平成１３年６月２５日から施行する。
- ２ 第２８条第２項の改正規定は、施行日現在在学する学生が、代替の申し出を行った場合、平成１３年４月１日から適用する。

附 則（平成１３年９月２６日公布）

- １ この学則は、平成１３年１０月１日から施行する。
- ２ 第５条第２項及び第６条第２項の改正規定は、文部科学大臣の寄付行為変更認可の日から適用する。

附 則（平成１４年３月２６日公布）

- １ この学則は、平成１４年４月１日から施行する。
- ２ 第２８条第２項の改正規定並びに改正後の別表Ⅰ、別表Ⅱ及び別表Ⅲは、平成１４年度の入学生から適用し、平成１４年度３月３１日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成１４年９月２５日公布）

- １ この学則は、平成１４年１０月１日から施行する。
- ２ 第３２条及び別表Ⅱの改正規定は、施行日現在在籍する学生から適用する。

附 則（平成１５年３月２６日公布）

- １ この学則は、平成１６年４月１日から施行する。
- ２ 平成１６年３月３１日現在、人文学部及び人文社会学部に在籍する学生については、なお従前の例による。
- ３ 前項の場合において、履修の方法については、旧学則の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (１) 卒業に必要な単位数は、改正学則別表Ⅲの左欄の授業科目（右欄の授業科目と読み替える。）の単位を含め、当該学生の入学時の学則に定める単位数とする。
 - (２) 卒業に必要な単位数は、旧学則により修得した単位と、改正学則第２１条別表Ⅰにより修得する単位とを合算したものとする。ただし、専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ、卒業論文の単位は、旧学則の規定により履修し修得することとする。
 - (３) その他履修の方法等については、別に定める。
- ４ 別表Ⅱの改正規定は、平成１５年４月１日から施行する。
- ５ 別表Ⅱの改正規定は、施行日現在在籍する学生から適用する。

附 則（平成１５年１０月１５日公布）

- １ この学則は、平成１６年４月１日から施行する。
- ２ 第２８条及び別表Ⅱの改正規定は、施行日現在地域学部在籍する学生から適用する。
- ３ 地域学部在籍の学生が旧学則別表Ⅱにより修得した単位は、次のように扱う。

- (1) 卒業に必要な単位数は、旧学則別表Ⅱにより修得した単位と、改正学則別表Ⅱにより修得する単位とを合算したものとする。ただし、旧学則別表Ⅱの教養科目、専門基礎科目、共通地域学科目、専攻科目及び専門科目の演習から修得した単位は、それぞれ改正学則別表Ⅱの教養科目、専門基礎科目、地域学部共通専門科目、専攻科目及び専門科目の演習で修得する単位と合算する。
- (2) 教養科目については、旧学則別表Ⅱの教養演習Ⅰ、教養演習Ⅱ及びコンピュータ・リテラシーの修得単位は、それぞれ改正学則別表Ⅱの問題発見演習、問題解決演習及びコンピュータ・リテラシーの単位に算入する。旧学則別表Ⅱの英語から修得した単位は、改正学則別表Ⅱの英語科目の単位及び4単位を超える分は全学共通教養科目の選択科目の単位に算入する。専攻科目については、旧学則別表Ⅱの情報科目、人間環境科目及び産業経営科目から修得した単位は、それぞれ改正学則別表Ⅱの情報系コース専攻科目、環境系コース専攻科目及び経営系コース専攻科目から修得する単位に算入する。専門科目の演習については、旧学則別表Ⅱの専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱの修得単位は、それぞれ改正学則別表Ⅱの地域システム演習Ⅰ、地域システム演習Ⅱの単位に算入する。旧学則別表Ⅱの学外研修で修得した単位については、改正学則別表Ⅱのインターンシップに算入する。
- (3) その他、履修方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年3月25日公布）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日公布）

この学則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年9月17日公布）

1 この学則は、平成16年10月1日から施行する。

2 別表Ⅰ及び別表Ⅱの改正規定は、施行日現在在籍する学生から適用する。

附 則（平成17年3月25日公布）

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 別表Ⅰ、別表Ⅱ及び別表Ⅲの改正規定は、施行日現在在籍する学生から適用する。

附 則（平成18年3月24日公布）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第28条第1項第5号、別表Ⅰ、別表Ⅱ及び別表Ⅲの改正規定は、施行日現在在籍する学生から適用する。

附 則（平成18年11月8日公布）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日公布）

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第52条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第28条第1項、別表Ⅰ及び別表Ⅱの改正規定は、施行日現在在籍する学生から適用

する。

- 3 国際教養学部において、別表Ⅰの全学共通教養科目の「キャリア・デザイン講座」（必修２単位）については、平成１９年度入学生から適用し、国際教養学部共通専門科目の「キャリア支援講座」（必修２単位）については、平成１９年度３年次生から適用する。また、国際教養学部英語コミュニケーション・コース専攻科目の「Intermediate OralⅠ」（必修２単位）、「Intermediate OralⅡ」（必修２単位）については、平成１９年度２年次生から適用する。
- 4 地域学部の学生が平成１８年度以前の別表Ⅱで修得した地域学部共通専門科目、コース専攻科目、学外研修、地域システム演習Ⅰ・Ⅱの単位は、改正後の別表Ⅱのそれぞれ地域学部共通専門科目、コース専攻科目、学外研修、地域システム演習Ⅰ・Ⅱの単位として算入する。平成１８年度以前の別表Ⅱで修得した専門基礎科目の単位は、改正後の別表Ⅱの卒業に必要な専攻科目とコア科目からの７４単位以上のうちの、専攻科目で必要な４８単位以外の単位として算入する。

ただし、別表Ⅱの全学共通教養科目の「キャリア・デザイン講座」（必修２単位）については、平成１９年度入学生から適用し、地域学部専門科目の「キャリア支援講座」（必修２単位）は、平成１９年度３年次生から適用する。

附 則（平成１９年６月２５日公布）

- 1 この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
- 2 第２条、第２１条、第２２条、第２８条、第３７条、第５節の２の節名、第３７条の２、第４４条、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ及び別表Ⅳの改正規定は、平成２０年度入学生から適用し、平成２０年３月３１日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年２月２７日公布）

第１条の２、第１条の３、第１条の４、第１９条の２、第２２条第１項、第２４条、第２７条の改正規定は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、第２７条の改正規定は、平成２０年度入学生から適用する。

附 則（平成２０年１０月３１日公布）

第１条の２、第２条第１項、同条第２項、第２１条、第２８条、第３７条、第３７条の２、第３７条の３、第３７条の４、第４４条、別表Ⅱ及び別表Ⅲの改正規定は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２５日公布）

- 1 この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 2 別表Ⅰの改正規定は、施行日現在在籍する学生から適用する。

附 則（平成２１年９月１７日公布）

- 1 この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 別表Ⅱの改正規定は、平成２２年度入学生から適用する。

附 則（平成２４年３月２３日公布）

- 1 この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

2 第28条及び別表Ⅰの改正規定は、平成24年度入学生から適用する。

附 則（平成25年3月28日公布）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月30日公布）

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則（平成26年3月26日公布）

別表Ⅰの改正規定を伴うこの学則は、平成26年4月1日より施行し、平成26年度入学生から適用する。ただし、別表Ⅰの専門科目「インターンシップ」については、備考欄も含め平成26年度在学学生から適用する。

附 則（平成27年3月25日公布）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 別表Ⅰの改正規定については、平成27年度入学生から適用する。

附 則（平成28年3月29日公布）

別表Ⅰ及び別表Ⅱの改正規定については、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則（平成28年11月30日公布）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日公布）

1 第2条第2項、第16条第1項及び別表Ⅲの改正規定は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

2 平成29年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月2日公布）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 別表Ⅰの改正規定は、平成30年度入学生から適用する。

附 則（平成31年3月29日公布）

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 別表Ⅰ及び別表Ⅱの改正規定は、平成31年度入学生から適用する。

附 則（令和2年5月27日公布）

この改正規定は、公布の日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附 則（令和3年3月29日公布）

別表Ⅰ及び別表Ⅱの改正規定は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附 則（令和4年3月29日公布）

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2. 別表Ⅱの改正規定は、令和4年度入学生から適用する。

附 則（令和5年3月29日公布）

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

２．別表Ⅱの改正規定は、令和５年度入学生から適用する。

附 則（令和５年５月３１日公布）

１．この学則は、令和５年６月１日から施行する。

２．別表Ⅰの改正規定は、令和５年度履修科目から適用する。

附 則（令和５年１２月２０日公布）

この学則は、令和６年１月２３日から施行する。

附 則（令和６年３月２８日公布）

学則第１９条、第２４条、第２８条及び別表Ⅰ並びに別表Ⅱの改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

但し、第２８条第１項（２）及び別表Ⅱ（但し、欄外記載の規定は除く）の改正規定は、令和６年度入学生から適用する。

附 則（令和７年３月２５日公布）

別表Ⅱの改正規定は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度入学生から適用する。

別表Ⅰ 現代社会学部

区 分				単位数			備 考
				必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	教 科 目	教 養 科 目	人間理解 科目	日本語表現技法	2		2単位必修
				哲学		2	
				心理学		2	
			社会理解 科目	情報科学概論	2		2単位必修
				日本国憲法		2	
				法学		2	
				経済の基礎		2	
				社会学		2	
				ジェンダー論		2	
			自然理解 科目	生活の科学		2	12単位必修
				数学		2	
			領域を超えて 学ぶ科目	健康とスポーツ演習		2	
				とやま地域学		2	
				教養特別講座		2	
			外国語科目	英語Ⅰ	2		
				英語Ⅱ	2		
				中国語Ⅰ		4	
				中国語Ⅱ		4	
				韓国語Ⅰ		4	
				韓国語Ⅱ		4	
				ロシア語Ⅰ		4	
				ロシア語Ⅱ		4	
				フランス語Ⅰ		4	
				フランス語Ⅱ		4	
				Intensive EnglishⅠ		4	
				Intensive EnglishⅡ		4	
			日本語科目	初級日本語Ⅰ		4	留学生12単位必修
				初級日本語Ⅱ		4	
				中級日本語Ⅰ		4	
				中級日本語Ⅱ		4	
				中級日本語演習Ⅰ		2	
				中級日本語演習Ⅱ		2	
				上級日本語Ⅰ		2	
				上級日本語Ⅱ		2	
				日本語総合演習Ⅰ		2	
				日本語総合演習Ⅱ		2	
			情報基礎 科目	ビジネス情報演習Ⅰ	2		4単位必修
				ビジネス情報演習Ⅱ	2		
			キャリア・ 実務科目	キャリア・デザイン講座a	1		6単位必修
				キャリア・デザイン講座b	1		
				キャリア育成講座	2		
				キャリア支援講座a	1		
				キャリア支援講座b	1		
				インターンシップ		1	
				ビジネス実務演習		2	
				会計基礎演習Ⅰ		2	
				会計基礎演習Ⅱ		2	
			教養演習科目	教養演習Ⅰ・a	2		8単位必修
				教養演習Ⅰ・b	2		
				教養演習Ⅱ・a	2		
				教養演習Ⅱ・b	2		

区 分				授業科目の名称	単位数			備 考
					必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	教 養 科 目 (基 盤)	教 養 科 目	現代社会 基礎科目	現代社会概論	2			8単位必修
				消費者論		2		
				社会調査法		2		
				環境・社会・企業と倫理	2			
			地域づくり 科目	地域づくり実習	2			
				地域社会論		2		
				地域政策論		2		
				地域文化論		2		
				地域課題探求講座		2		
			国際交流 科目	国際ボランティア論		2		
				国際交流実習		2		
				英語学		2		
				英語音声学		2		
				TOEIC I		2		
				TOEIC II		2		
				国際関係論	2			
				外国語特講 I		2		
				外国語特講 II		2		
				外国語特講 III		4		
				異文化理解		2		
				異文化研修		2		
				インターナショナルプログラムズ(長期)		12		
				インターナショナルプログラムズ(短期)		4		
			情報科目	データサイエンス基礎 I		2		
				データサイエンス基礎 II		2		
				人工知能とその活用		2		
				プログラミング基礎		2		
	専 門 科 目	観 光 専 攻 科 目	観光基礎	観光概論	2			・観光専攻科目44単位以上及び他 専攻概論4単位以上履修。 ・所属専攻の専攻科目または所属 専攻以外の専攻科目から14単位以 上履修。
				観光調査・分析法		2		
				観光英語		2		
				観光中国語		2		
			観光資源	富山県の文化・自然と観光	2			
				観光資源論		2		
				世界遺産論		2		
				民族・文化と観光		2		
			観光事業	観光政策の歴史	2			
				観光ビジネス論		2		
				観光メディア論		2		
				観光経営論		2		
				観光企画論		2		
				観光サービス論		2		
				旅行業論		2		
				観光コミュニケーション論		2		
				ホテル業論		2		
				観光と交通		2		
			地域観光	観光地理	2			
				国際観光論		2		
				農山漁村観光論		2		
				都市観光論		2		
			総合	観光実習 I	2			
				観光実習 II		2		
				観光実習 III		2		
				専門演習 I・a	2			
				専門演習 I・b	2			
				専門演習 II(卒業論文を含む)	8			

区 分				授業科目の名称	単位数			備 考
					必修	選択	自由	
業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	環 境 デザイン 専攻 科 目	環境基礎	環境デザイン概論	2			・環境デザイン専攻科目44単位以上及び他専攻概論4単位以上履修。 ・所属専攻の専攻科目または所属専攻以外の専攻科目から14単位以上履修。
				環境基礎演習		2		
			生活環境	生活環境論	2			
				生活と水環境		2		
				生活と水環境演習		2		
				環境リスク評価論		2		
				住環境デザインⅠ		2		
				住環境デザインⅡ		2		
				住環境デザイン演習		2		
			地球・自然環境	地球環境論(自然環境)	2			
				生態学		2		
				資源・エネルギー論		2		
				バイオマスと環境		2		
				エネルギー論演習		2		
			社会環境	環境社会学	2			
				持続可能型社会論(資源循環)		2		
				環境経済学		2		
				環境政策論		2		
				環境マネジメント		2		
				都市空間デザイン		2		
				環境共生論		2		
			総合	環境デザイン特別講義		2		
				環境デザイン実習Ⅰ	2			
				環境デザイン実習Ⅱ		2		
				環境デザイン実習Ⅲ		2		
				専門演習Ⅰ・a	2			
				専門演習Ⅰ・b	2			
				専門演習Ⅱ(卒業論文を含む)	8			
	専 門 科 目	経 営 情 報 科 目	経営情報基礎	経営情報概論	2			・経営情報専攻科目44単位以上及び他専攻概論4単位以上履修。 ・所属専攻の専攻科目または所属専攻以外の専攻科目から14単位以上履修。
				経済学		2		
			経営環境	中小企業論		2		
				金融論		2		
				ベンチャー・ビジネス論		2		
			経営	経営戦略論	2			
				経営組織論		2		
				マーケティング論		2		
				経営管理講座		2		
				マーケティングリサーチ		2		
			会計	経営分析論	2			
				企業会計		2		
				管理会計		2		
			情報システム	情報システム論	2			
				情報マネジメント論		2		
				情報メディア論		2		
				情報ネットワーク論		2		
				情報技術論		2		
				情報セキュリティマネジメント		2		
				情報システム開発技術		2		
				デジタルトランスフォーメーション特別講義		2		
			データサイエンス	情報社会と情報倫理		2		
				データサイエンス実践演習Ⅰ		2		
				データサイエンス実践演習Ⅱ		2		
			総合	経営情報資格演習		2		
				経営情報実習Ⅰ	2			
				経営情報実習Ⅱ		2		
				経営情報実習Ⅲ		2		
				専門演習Ⅰ・a	2			
				専門演習Ⅰ・b	2			
				専門演習Ⅱ(卒業論文を含む)	8			

区 分				授業科目の名称	単位数			備 考
					必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	英語国際キャリア専攻科目	国際・英語基礎	国際キャリア概論	2			・英語国際キャリア専攻科目44単位以上及び他専攻概論4単位以上履修。 ・所属専攻の専攻科目または所属専攻以外の専攻科目から14単位以上履修。
			キャリア英語基礎	Creative Writing		2		
				Advanced Reading I		2		
				Academic Writing I	2			
				英語文学		2		
			キャリア英語展開	Advanced Reading II		2		
				Academic Writing II	2			
				Presentation and Debate		2		
				ビジネス英語		2		
				TOEIC III		2		
				TOEIC IV		2		
			国際理解	国際関係特論		2		
				多文化共生論	2			
				国際ジャーナル		2		
				グローバルスタディーズ I	4			
				グローバルスタディーズ II	4			
				グローバルスタディーズ III	4			
				グローバルスタディーズ IV		4		
				グローバルスタディーズ V		4		
			国際キャリア	国際キャリア特別講義	2			
				国際ビジネス		2		
				国際交渉		2		
			総合	英語国際キャリア演習		2		
				専門演習 I・a	2			
				専門演習 I・b	2			
				専門演習 II (卒業論文を含む)	8			

同表に定めるほか、第19条の2および第24条の2で規定する連携開設科目の履修及び修得単位等の詳細は別に定める。

別表Ⅱ 子ども育成学部

区 分				授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考
					必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	教 養 科 目	教 養 科 目	人間理解	文学		2		12単位以上
				心理学		2		
				哲学		2		
				体育講義	1			
				体育実技	1			
			社会理解	日本国憲法	2			
				法学		2		
				社会学		2		
				経済学		2		
				ジェンダー論		2		
				生涯学習概論	2			
				とやま地域学		2		
			自然理解	地球環境論		2		
				自然科学	2			
		国際化・情報化対応	国際化・情報化対応	TOEIC I		2		2単位以上
				TOEIC II		2		
				世界の言語と文化		2		
				日本の動き・世界の動き		2		
				異文化研修		2		
				インターナショナルプログラムズ(長期)			12	
				インターナショナルプログラムズ(短期)			4	
				プレゼンテーション		2		
		キャリア教育	キャリア教育	キャリア入門講座	1			13単位以上
				キャリア支援講座Ⅰ		2		
				キャリア支援講座Ⅱ		2		
				キャリア支援講座Ⅲ		2		
		演習	演習	教養演習Ⅰa	2			
				教養演習Ⅰb	2			
				教養演習Ⅱa	2			
				教養演習Ⅱb	2			
				生活文化演習	2			
				地域社会参加活動	2			
	(教養 基盤 科目)	国際化・情報化対応	国際化・情報化対応	英語Ⅰ	2			8単位必修
				英語Ⅱ	2			
				情報リテラシー	2			
				情報処理演習	2			
	専 門 科 目	専 門 科 目 (基盤)	教育・保育・福祉の総合的理解	子ども育成入門	2			16単位必修
				子ども育成論	2			
				子ども育成専門演習	2			
				教育原理	2			
				教育心理学	2			
				教育課程論	2			
				教育方法論	2			
				児童・家庭福祉論	2			
		専 門 科 目	子ども育成の理論	保育原理	2			73単位以上
				保育者論		2		
				教職論		2		
				子ども家庭支援論		2		
				社会的養護Ⅰ		2		
				ソーシャルワークの基礎と専門職		2		
				ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)		2		
				家庭教育論		2		
				福祉教育論		2		
				教育社会学		2		
				教育とICT		2		
				保育の計画と評価		2		
				保育内容総論		2		
				保育内容(健康)		2		

区 分				授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考
					必修	選択	自由	
		専 門 科 目	専 門 科 目	子ども育成の内容・方法・技術	保育内容(人間関係)		2	
					保育内容(環境)		2	
					保育内容(言葉)		2	
					保育内容(音楽表現)		2	
					保育内容(造形表現)		2	
					子どもと健康		1	
					子どもと人間関係		1	
					子どもと環境		1	
					子どもと言葉		1	
					子どもと表現		1	
					乳児保育Ⅰ		2	
					乳児保育Ⅱ		1	
					子どもの安全と健康		1	
					障害児保育		2	
					社会的養護Ⅱ		1	
					国語科教育法		2	
					社会科教育法		2	
					算数科教育法		2	
					理科教育法		2	
					生活科教育法		2	
					音楽科教育法		2	
					図画工作科教育法		2	
					家庭科教育法		2	
					体育科教育法		2	
					外国語科教育法		2	
					道德教育指導論		2	
					総合的な学習の時間の指導法		2	
					特別活動論		1	
					国語		2	
					社会		2	
					算数		2	
					理科		2	
					生活		2	
					音楽Ⅰ		2	
					音楽Ⅱ		2	
					図画工作		2	
					家庭		2	
					体育		2	
					英語		2	
				子ども育成の実習	保育所実習指導Ⅰ		1	
					保育所実習指導Ⅱ		1	
					保育所実習Ⅰ		2	
					保育所実習Ⅱ		2	
					施設実習指導Ⅰ		1	
					施設実習指導Ⅱ		1	
					施設実習Ⅰ		2	
					施設実習Ⅱ		2	
					幼稚園教育実習指導		1	
					幼稚園教育実習		4	
					教育実習指導		1	
					教育実習		4	

区 分				授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考
					必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	専 門 科 目	子どもの発達と環境	発達心理学	2			
				子ども家庭支援の心理学		2		
				幼児理解		2		
				子どもの保健		2		
				子どもの食と栄養		2		
				特別支援教育論		1		
				特別な教育的ニーズの理解とその支援		1		
				医学一般		2		
				精神保健		2		
				子ども文化		2		
			子ども育成の 相談・援助	子育て支援		1		
				生徒指導・進路指導論		2		
				教育相談	2			
				ソーシャルワークの理論と方法		4		
				ソーシャルワークの理論と方法(専門)		4		
				ソーシャルワーク演習		2		
				ソーシャルワーク演習(専門Ⅰ)		2		
				ソーシャルワーク演習(専門Ⅱ)		4		
				ソーシャルワーク演習(専門Ⅲ)		2		
				ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1		
				ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		4		
				ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1		
				ソーシャルワーク実習Ⅰ		2		
				ソーシャルワーク実習Ⅱ		6		
				スクールソーシャルワーク論			2	
				スクールソーシャルワーク演習			1	
				スクールソーシャルワーク実習指導			1	
				スクールソーシャルワーク実習			2	
			子どもと家庭・地域 の自立支援	社会福祉概論		4		
				地域福祉と包括的支援体制		4		
				福祉サービスの組織と経営			2	
				社会保障			4	
				社会福祉調査の基礎			2	
				貧困に対する支援			2	
				保健医療と福祉			2	
				権利擁護を支える法制度			2	
				刑事司法と福祉			2	
				障害者福祉		2		
				高齢者福祉			2	
			富山の子ども育成	自然体験活動		2		
				子ども活動実践演習		2		
				教職実践演習(幼・小)		2		
				保育実践演習		2		
				富山に学ぶインターンシップ		2		
			研究	卒業研究Ⅰa	2			
				卒業研究Ⅰb	2			
				卒業研究Ⅱ	4			

同表に定めるほか、第19条の2および第24条の2で規定する連携開設科目の履修及び修得単位等の詳細は別に定める。

別表Ⅲ 入学検定料及び学費

1 入学検定料

30,000円

ただし、大学入試センター試験を利用する場合や、富山短期大学から編入学する者並びに富山国際大学付属高等学校(旧富山女子短期大学付属高等学校を含む)、富山短期大学(旧富山女子短期大学を含む)、又は富山国際大学を卒業若しくは卒業見込みの者にあつては、入学検定料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 学 費

(単位:円)

学 部 名	現代社会学部		子ども育成学部	
学 科 名	現代社会学科		子ども育成学科	
専 攻 名	各専攻共通		—	
区 分	入学手続時	後学期	入学手続時	後学期
入 学 金	200,000	—	200,000	—
授 業 料	340,000	340,000	365,000	365,000
教育環境充実費	150,000	150,000	150,000	150,000
合 計	690,000	490,000	715,000	515,000

ただし、富山短期大学から編入学する者並びに富山国際大学付属高等学校(旧富山女子短期大学付属高等学校を含む)、富山短期大学(旧富山女子短期大学を含む)、又は富山国際大学を卒業若しくは卒業見込みの者にあつては、入学金の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。